

業界団体との意見交換会において金融庁が提起した主な論点 [令和3年10月14日開催 外国損害保険協会]

1. 令和3年7月以降の大雨等に対する金融上の措置について

- 7月から大雨にかかる災害等により、被災された方々に対して、心よりお見舞い申し上げます。
- 今回の災害に対し、各県に災害救助法の適用がなされ、これを受け各財務局より「金融上の措置要請」を関係金融機関等に発出した。
- 被災地で営業している金融機関におかれては、こうした要請も踏まえ、被災者の声を十分に把握の上、その立場に立った迅速かつきめ細かな支援を改めてお願いしたい。また、昨年大雨や台風により被災し、未だ復興の途上にある方々についても、引き続き支援いただきたい。

2. 緊急事態宣言後の対応について

- 4月に発出された緊急事態宣言については、9月末をもって全都道府県で解除された。
- 解除後も引き続き、感染拡大防止に協力いただくとともに、顧客ニーズを踏まえた非対面によるサービス提供など、リモート機能を最大限活用しつつ、必要な業務を実施していただくよう、よろしくお願いしたい。
- なお、金融庁では、デジタル時代に円滑かつ迅速に対応する観点及びコロナ感染防止の観点から、書面・押印・対面手続の見直しを進めており、6月末までに関係法令・監督指針等の改正を行って環境整備を行ったところである。
- ついては、各業界において更なる取組みを着実に進めていただきたいと考えているので、協力をお願いしたい。

3. 保険モニタリングレポートについて

- 8月31日に金融行政方針を公表したところであるが、保険行政については、さらに9月10日に保険モニタリングレポートを公表し、保険会社を取り巻く環境の変化を踏まえ、金融行政上の課題、昨事務年度の実績及び今事務年度の方針を明らかにした。これにより、保険行政の透明性を高めつつ、PDCAサイクルをより強く意識した運営を行っていくことを狙いとしている。

4. ビジネスモデル対話について

- 損害保険会社は、自然災害の多発・激甚化などの気候変動リスクの増大、自動運転技術の進展等による将来的な自動車保険市場の縮小、デジタル化の進展といった中長期的な事業環境の変化への対応や、コロナの拡大により非対面を活かした効率的な業務運営も求められている。
- こうした事業環境の変化等を踏まえた持続可能なビジネスモデルの構築を目指し、今事務年度も引き続き各保険会社と対話を行ってまいりたい。
- 具体的には、大手社を中心に、中期経営計画等において、自動車保険市場の縮小など10年後、20年後の事業環境をどのように見据え、それに対してどのような戦略で対応しようとしているのかについて対話をさせていただく。例えば、デジタル化の進展をどのように商品開発等のビジネスに取り入れ、新たな収入源としていくか、そのためにどのように資本を投入していくのか、といったところを対話したいと考えている。
- 一方、コロナの終息が見えない中で、昨事務年度のモニタリングにおいて課題として認識された、デジタル化による業務効率化に伴う新たなリスクへの対応など、コロナへの対応状況について、昨事務年度に引き続き各社にモニタリングしていく。
- 大手社以外についても、こうしたヒアリングの中で、大手社と同様、中長期的な事業環境の変化等への対応状況についても対話していくことを考えている。

- なお、対話にあたっては、役員クラスとの対話も含めて、各階層で有意義な議論を行ってまいりたいと考えているので、協力をお願いしたい。

5. グループガバナンスについて

- 上述の環境変化の中で収益を上げていくためには、海外の経済成長の果実を得ていくこともビジネス戦略上重要だと考えられる。そのためには、しっかりしたグループガバナンスの構築が前提となる。
- これまで金融庁においては、日本の大手保険グループに対してモニタリングを行ってきたが、グループガバナンスが有効に機能するためには、個々のテーマを個別に整備・運用するだけでは足りないと考えている。例えば、内部統制を有効に発揮させるためには、本社と海外子会社の経営陣レベルにおいて内部統制に係る戦略をしっかりと共有したうえで、本社が現場レベルにまで踏み込んで関与できる仕組みが必要であるし、そのためのグループ人材の育成も不可欠である。また、適切なグループ経営管理のためには内部統制の仕組みに加え、グループリスク文化の醸成も重要であるし、そのためには、海外子会社の人材のモチベーションの維持向上を図る必要もある。その結果、グループ全体の高いパフォーマンスの実現も図られることとなるのではないかと。
- 金融庁としても、昨事務年度に行った海外の事例調査も参考にしつつ、各グループのビジネス特性に応じた有効なグループガバナンスの在り方について模索していくつもりである。この点、皆様からも有益なインプットをいただければ幸い。
- なお、外国損害保険協会の会員の一部の親会社では、日本の大手保険グループと同様、毎年監督カレッジが開催され、当庁からも参加している。そうした機会も生かしつつ、カレッジ対象先に限らず母国当局とも連携して、日本拠点におけるガバナンスの高度化に向けて対話をしてまいりたい。

6. 経済価値ベースのソルベンシー規制等に関する検討状況について

- 経済価値ベースのソルベンシー規制（ESR）については、保険会社における新制度への必要な準備期間を考慮し、2022年に標準モデルを中心とした制度の基本的な内容を暫定的に決定できるよう検討作業を進めていく。金融庁としても、引き続き透明性をもって検討状況を示していき、各保険会社との対話も一層密にしてまいりたい。
- また、ソルベンシー規制の検討と並行して、経済価値ベースの指標を使ったモニタリングの高度化を進めていく。その際、不要となった報告データについてはスクラップアンドビルドを行うなど、各社の負担にも配慮していく。このほか、情報開示の枠組み等についても論点整理を進めていく。
- これらの取組みの目指すところは、保険会社を取り巻く環境変化が進む中で、将来にわたって保険会社が保険契約者の様々な期待に応えつつその経営管理を高度化していくよう促す監督の枠組みを作ることである。引き続き様々な検討作業への協力をお願い申し上げるとともに、現状の実務を不断に見直し、必要な態勢整備を着実に進めていただきたい。

7. 自然災害について

- 近年、大規模自然災害が多発しているが、今年も冒頭で触れた7月以降の大雨等が発生しており、引き続き大雨・台風等に対する警戒を強めていく必要がある。
- 大規模自然災害が発生した際には、被災者等の経済的再建の観点から、より一層、迅速かつ適正な保険金支払いが求められる。そのため、損保業界では、大規模水災発生時に、共同で調達した衛星画像を各社の保険金支払いに用いる等、業界共同の取組みを進めており、今年発生した災害でも既に稼働していると承知している。
- また、一部の社においては、水災の損害査定において、例えばドローン撮影画像をAIで分析することによる浸水深の計測や、チャットボットやアプリ、Webページを介して、お客さまが建物情報や浸水深等を簡単に申告できるスキームの導入に取り組まれていると承知している。各社のこうした創意

工夫には、当庁としても期待している。

- また、水災リスクに応じた火災保険料率の細分化の在り方については、10月5日に有識者懇談会の第2回会合を開催したところ。水災リスク情報や料率細分化の手法、保険会社による顧客へのリスク情報提供の実態について、委員より、様々な質問や意見が挙がるなど、幅広い観点で闊達な論議が行われた。
- 今後の会合においては論点を丁寧に深掘りしてまいりたい。引き続き様々な意見をいただきたい。

(以上)